

新しい文化拠点検討のための基礎調査業務 仕様書

1 業務の名称

新しい文化拠点検討のための基礎調査業務

2 趣旨・目的

群馬県民会館は、県の明治100周年記念事業の一つとして昭和46年に建設され、長きにわたり県の芸術文化の中心を担ってきた。他方で、利用者の減少や施設の老朽化等を背景に、令和元年度より「県有施設のあり方見直し」の対象施設の一つとなり、様々な検討を経て、今般の県議会（令和7年度第2回定例会）において「群馬県民会館の設置及び管理に関する条例」が廃止されたところである。

今後、県民会館の周辺エリアも含めて「新たな文化拠点」の整備検討を進めるに際して、文化拠点に対するニーズや外部環境等を調査し、新たな文化拠点の方向性（目的や役割、必要な機能、施設の規模感等）を決定するための基礎資料とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（水）まで

4 委託予算額

27,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 留意事項

- ・本委託業務の実施に先立ち、県にて、以下の調査の実施している（一部実施中）。県が実施した調査結果については、受託者へ共有する。また、関連部署等で行っている調査結果等も必要に応じて共有可能なため、既存調査等の結果も活用しながら調査・検討を進めること。
 - I 県民ニーズの把握
 - ・県民アンケート
 - ・子ども向けアンケート
 - ・県内文化施設稼働状況等の調査
 - ・県民会館利用者へのアンケート
 - II 文化関連興業の潮流把握
 - ・県内プロモーターや学識者へのヒアリング
 - III 国内先進事例研究
 - ・国内事例の視察・研究
 - IV その他
 - ・関連文献調査（2024 ライブ・エンタメ白書）
- ・業務実施に際しては、新・群馬県文化振興指針の基本理念に掲げる「誰もがクリエイティブにオリジナルな生き方ができる「ぐんまスタイル」の創造」、近未来構想に掲げる「クリエイティブの発信源」等の県の関連計画・上位計画に寄与できるような拠点の整備・運営を見据えて調査・検討を行うこと。
- ・また、市町村立施設ではなく「県立施設」として設置することの意義や、（最終的にはハード整備を前提として検討を進めるが、）県がどういった価値を県民に提供すべきなのか、そのためのソフト事業や運営体制がどういったものかといったソフト面が重要であることを念頭に置き調査・検討を行うこと。

- ・なお、廃止の方針については、令和7年5月15日の知事定例記者会見で発表するとともに、群馬県議会（令和7年度第2回定例会）でも答弁を行っている。受託者においては、この他、これまでの廃止に際する経緯を十分把握の上で、業務を行うこと。

6 業務の内容

新たな文化拠点の方向性検討のため、以下の調査を実施する。なお、各項目は現時点での想定であり、より効果的な調査とするために、当該項目に縛られることなく、受託者において提案を行うこと。

(1) 基礎調査

① 新たな文化拠点のコンセプト検討のための調査

- ア 国及び県の上位計画・関連計画等の整理
- イ 県民の文化活動の状況・ニーズの調査
- ウ 県内及び近隣都県の文化施設の利用状況や運営体制・事業等の調査
- エ 旧県民会館の利用状況等の分析
- オ 国内外の類似・先進事例調査
- カ 有識者等へのヒアリング
- キ その他、必要と思われる調査

② 「周辺エリア」に関する調査

- ア 「周辺エリア」におけるアクセス条件等の整理
- イ 「周辺エリア」における建築に関する土地や関連法令等の諸要件の整理
- ウ 旧県民会館の建物・土地に関する民間事業者の利活用可能性調査・サウンディング調査（文化関連施設以外の用途としての可能性含む）
- エ 国内外の類似・先進事例の立地に関する要件等の整理
- オ その他、必要と思われる調査

③ 県立施設整備に際して留意すべき外部環境に関する調査

- ア 全国及び県内の人口動態と将来予測
- イ 人口動態とそれに伴う県内の文化施設・文化活動の動向予測
- ウ 県内の類似機能を有する県有施設の立地やそれぞれの役割、築年数等の整理
- エ その他、必要と思われる調査

(2) 各種調査をもとにした課題整理・ニーズ抽出

- ・上記（1）の基礎調査を踏まえて、課題やニーズ等を整理する。

- ア 利用状況等の定量データによる課題・ニーズの抽出
- イ 有識者ヒアリング等の定性データによる課題・ニーズの抽出

(3) 「新しい文化拠点」のコンセプト案の検討・提案

- ・上記（1）（2）を考慮し、新しい文化拠点のコンセプトを検討し提案する。

- ア 新しい文化拠点が県民へ提供すべき「価値」
- イ 新しい文化拠点の目的と役割
- ウ その他、必要と思われる提案

(4) コンセプト案実現のために必要となる機能等の検討・提案

- ア 提供すべきソフト機能

- イ 施設の構成（駐車場等も含めて、諸室の構成案）
- ウ 既存施設の活用可否
- エ 運営体制
- オ 概算の整備費
- カ 運営方針・運営コスト、収支の見通し
- キ 整備による効果算定
- ク その他、必要と思われる検討

7 成果品

（1）事業報告書

事業終了後速やかに、事業実施の成果をまとめた事業報告書を提出すること。なお、事業報告書は公開を前提とする。

8 成果の帰属及び秘密保持

（1）成果の帰属等

- ・本業務により得られた成果は、原則としてすべて群馬県に帰属するものとする。
- ・成果品に誤りや不備が発見された場合は、契約期間終了後においても、受託者の責任において修正を行うものとする。

（2）秘密の保持

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託契約終了後も同様とする。

9 その他留意事項

- ・本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、その都度、群馬県との協議により決定する。